

# 社長や従業員の 将来の備え

## 注目トピックス

### 01 | 社長や従業員の将来の備え

高齢化が進む中で、社長や従業員の将来に備えるための制度として小規模企業共済制度と中小企業退職金共済制度を紹介します。

## 特集

### 02 | 仮想通貨バブル

ビットコインをはじめとした仮想通貨の価格がバブルではないかと懸念されるくらい上昇しています。ここでは、仮想通貨の税務上の取り扱いを検討します。

### 03 | 脱税による逮捕

それほど多い数ではありませんが、脱税が発覚して逮捕される場合があります。これはどのような場合なのでしょうか。脱税で逮捕されるケースを見ていきたいと思います。

## 話題のビジネス書をナメ読み

### 04 | 技術は戦略をくつがえす (インプレス)

もともと軍事の概念である戦略は、ビジネスの世界にも持ち込まれ、多くのビジネスパーソンや経営者を悩ませているものです。本書は、過去の戦争の流れを変えた戦いを取り上げ、技術と戦略の関係を考察し、今を生きる私たちに有益な教訓を与えてくれる一冊です。



# 社長や従業員の 将来の備え

高齢化が進む中で、社長や従業員の将来に備えるための制度として小規模企業共済制度と中小企業退職金共済制度を紹介します。

## はじめに

小規模企業共済制度と中小企業退職金共済制度は、社長や従業員の老後に備えるための最適な制度です。余裕ができた場合には積み立てておきたいものの一つです。

## 小規模企業共済制度

小規模企業共済制度は、事業主や役員など個人向けの退職金制度です。掛金を支払う際には、小規模企業共済等掛金の全額が小規模企業共済等掛金控除として所得控除され、所得税の負担が軽減されます。

小規模企業共済等掛金の月額額は、1,000 円から 70,000 円までの範囲（500 円刻み）で、掛金を自由に選ぶことができます。小規模企業共済等掛金は、1 年以内の掛金を前納することもできます。

前納すると、一定割合の前納減額金を受け取れるとともに、前納した掛金も全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、所得控除ができます。期間按分されず、支払った全額が所得控除されるのはとても魅力的です。

<参考：中小機構「小規模企業共済」>

<http://www.smrj.go.jp/skyosai/index.html>

## 中小企業退職金共済制度

中小企業退職金共済制度は、中小企業などの従業員（パートや家族従業員を含みます）向けの退職金制度です。

中小企業退職金共済等掛金は、法人の場合は損金とされ、法人税が軽減されるメリットもあります。

※ 個人で入る場合にはその全額が必要経費に算入され、所得税が軽減されます

中小企業退職金共済等掛金の月額額は、5,000 円から

30,000 円までの範囲（1,000 円刻み）で、従業員ごとに掛金を自由に選ぶことができます。

新しく中小企業退職金共済制度に加入する事業主には、掛金月額額の 2 分の 1 を加入後 4 か月目から 1 年間、掛金月額を増額する事業主には、掛金増額部分の 3 分の 1 を増額月から 1 年間にわたり国が助成する制度もあります。

全額が、事業主負担となるため、個人事業の場合は必要経費、法人の場合には損金に算入することができるため、節税目的にもよく利用されます。

<参考：中小企業退職金共済事業本部>

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

## それぞれの制度の加入要件

いずれの制度も加入できる個人や企業というのは限定されています。例えば、小規模企業共済に加入できるのは、建設業や製造業の場合、常時使用する従業員の数が 20 人以下の個人事業主または会社役員とされています。

中小企業退職金共済に加入できるのも、中小企業基本法に定める中小企業とされています（一定の個人事業主も可）。

中小企業退職金共済に加入した場合には、短時間労働者や季節的業務の労働者などを除き、従業員は原則として全員加入する必要がある点には注意が必要です。

今後に備えて自身や従業員の退職金を積み立てておきたい方は、お気軽に当事務所にご相談ください。

# 仮想通貨バブル

ビットコインをはじめとした仮想通貨の価格がバブルではないかと懸念されるくらい上昇しています。ここでは、仮想通貨の税務上の取り扱いを検討します。

## はじめに

平成29年7月1日からビットコイン等の仮想通貨に係る消費税が非課税とされます。ここでは、仮想通貨の税務上の取り扱いについて解説します。

## 仮想通貨とは

仮想通貨は、インターネットを通じて物品を購入する際の対価の支払い等に利用でき、ビットコインやリップルなど多数の銘柄があります。

紙幣や小切手、プリペイドカード等と性質が似ているものの、これまでは法律に仮想通貨の定義がなかったため、消費税の対象とされていません。

しかし、平成28年6月に公布された資金決済法により、仮想通貨も紙幣等と同じ「支払の手段」として法的に位置づけられました。これを受けてかどうかはわかりませんが、近ごろビットコインをはじめとした仮想通貨の価格が大幅に上昇しています。

例えば、1ビットコインは平成28年7月には10万円にも満たなかったにもかかわらず、本原稿執筆時点では30万円を超えています。たった1年でその価格が3倍以上になっているのです。

ちなみに、ビットコインが現実世界で運用する通貨としての価値を持ったのは平成22年5月22日のことでした。

フロリダ在住のプログラマーが「ビットコインでピザを買いたい」と言い出し、それに応じたピザ屋がピザ2枚=1万ビットコインで取引しました。ピザ屋が手にした1万ビットコインを現在のレート(1ビットコイン=約30万円)に換算するとおよそ30億円。とんでもない高値のピザだったこととなります。

## 消費税の取り扱い

仮想通貨が支払の手段であることが明確にされたことに伴って、仮想通貨の購入時に課される消費税は非課税とされることになりました。これは平成29年7月1日以後の取引に適用されます。

ちなみに、本原稿執筆時点、ビットコイン等は税込価格のレートで取引されていることから、改正後は税抜価格のレートで取引されることが想定されます。このように仮想通貨に係る消費税の取り扱いは明らかとなりましたが、法人税や所得税での取り扱いはどうなのでしょう。

## 法人税や所得税の取り扱い

仮想通貨に係る法人税や所得税の取り扱いは現時点においても明確ではありません。法人で仮想通貨を保有しているところはあまりないかもしれませんが、個人で仮想通貨を保有している人はそれなりの数にのぼると考えられます。

また、所得税は、所得区分に応じて課税の方法が異なるため非常に厄介です。仮想通貨の値上がり益相当額に対して譲渡所得として課税されるパターンや外国通貨との為替差益のように雑所得として課税されるパターンが考えられるのではないのでしょうか。

また、仮想通貨をその他の仮想通貨とトレードしたことによる利益や商品・サービスを仮想通貨払いで購入した利益など、その課税関係は全く明確とされていませんが、だからと言って無申告でよいわけではありません。

仮想通貨で利益が発生した場合の取り扱いは、当事務所までお気軽にお問い合わせください。

# 脱税による逮捕

それほど多い数ではありませんが、脱税が発覚して逮捕される場合があります。これはどのような場合なのでしょう。脱税で逮捕されるケースを見ていきたいと思います。

## はじめに

1年に数回程度かとは思いますが、「脱税で逮捕！」というニュースを耳にすることがあるかと思えます。どのような脱税をすると逮捕されてしまうのでしょうか。

## 査察部による強制調査

税務調査には任意調査と強制調査の2種類があるということは、過去にも取り上げました。通常の会社が受けるのは任意調査ですが、この場合、脱税をしていたとしても逮捕に至る可能性は極めて低いというのが現状です。

一方、国税局査察部による強制調査を受けることになってしまった場合は話が違います。査察部による強制調査は、悪質で1億円以上の脱税が見込まれるケースが多いので、脱税が事実であった場合には逮捕に至る可能性が出てきます。

しかし、1億円以上税金を少なく支払っていたとしても必ずしも逮捕されるわけではありません。

## 悪意があるか

悪意があるかどうか、ここが大きなポイントとなります。見解の相違によるもの、法人による場合は組織ぐるみでないものは、多額のペナルティ（過少申告加算税や重加算税等）を支払うことになることはあっても逮捕に至ることは通常ないものと考えられます。

悪意があるかどうかというのはなかなか客観的に証明することは難しいですが、ここが逮捕されるかどうかの大きなポイントとなります。

また、脱税の金額についても、必ずしも1億円以上の脱税でなくとも逮捕となることがありえます。特に消費税は、消費者（担税者）から預かった税金を納税義務者が支払うという間接税であり、これを脱税することは他人のお金を

自社の資金に流用しているようなものであるため、3千万円程度の脱税であっても逮捕されるケースがあるようです。

## 最近の事例

最近ですと、今年3月に不動産売買による所得約4.3億円を隠して約1億円を脱税したとして韓国籍の不動産会社社長ら3人が法人税法違反容疑により逮捕されました。

容疑者は、事前に宗教法人を買収し、不動産をこの宗教法人経由で売買するなど意図的に脱税行為を行っていたことが逮捕の決め手となったものと考えられます。

また、今年1月には未上場会社の株式の譲渡で得た約3.4億円の所得を申告せず、所得税約5千万円を脱税したとして所得税法違反容疑で弁護士らが逮捕されています。

最近では1億円を超える脱税事件の件数が減少していることもあってか、5千万円程度の脱税であっても逮捕に至る可能性が十分にあることを示した事例と言えるでしょう。日本経済の縮小とともに、逮捕に至る脱税事件も全体的に小粒になってきている印象がありますが、遵法意識を持ち、日頃からきちんとした会計処理をしていれば心配する必要はありません。



# 技術は戦略をくつがえす

藤田 元信 著

単行本：335 ページ

出版：インプレス

価格：1,680 円（税抜）

## はじめに

著者が小学校 6 年生の頃の、ある日の夕食の話があとがきに書かれています。

祖父にこう尋ねました。

「どうして、日本は負けたの？」

祖父の答えは教科書に書かれていない、意外なものでした。

「我が軍は、士気と練度では決して劣らなかつた。しかし、技術で負けたのだ」

もともと軍事の概念である戦略は、ビジネスの世界にも持ち込まれ、多くのビジネスパーソンや経営者を悩ませているものです。

## 優れた「技術」とは何か

筆者が定義する優れた技術とは、「既存戦略の有効性を無力化する技術」のことです。

例えば、第二次世界大戦以前はゾウほどの重さの砲弾を数 10 キロ先まで打ち込める主砲と、百科事典より厚い装甲を持つ戦艦が海軍の要でした。75 年以上前にイギリスとイタリアが争ったタラント海戦ではイギリスが世界で初めて戦闘機を搭載した空母を活躍させました。

イタリアにはイギリスが持つ「空母建造」「航空機」「魚雷」すべての技術を凌駕していました。イギリスは空母を「航空機の輸送艦」から「兵器」として戦力化させました。つまり複数の技術を組み合わせシステム化して運用することで大きな成果を生むということに他なりません。

## 複数の案がある場合の検証方法

第二次世界大戦時、連合国側によるドイツ本土の爆撃計画でイギリスとアメリカで大きな意見の相違が生じることになりました。

目的は両国とも「ドイツを攻撃する」というものです。しかし、具体的な方法に関して双方は以下のようなプランを提示しています。

アメリカ：「爆撃は、昼間、精密射撃（点）で行うべき」

イギリス：「爆撃は、夜間、地域爆撃（面）で行うべき」

それぞれの爆撃機の技術要素から見て、双方の主張に妥当性がありました。主張は平行線を辿りましたが、カサブランカ会談で「両方とも実施する」と結論付けられ、結果としてどちらも多くの成果と新たな技術の芽となりました。

複数の案がある場合、技術的な長所を活かすために、あえて結論を絞り込まない方が良い場合もあると筆者は総括しています。

また、このような研究開発と検証を経て、爆撃機の運搬性能が旅客需要を満たすための旅客機の大型化にも生かされています。こういった例としては「GPS」「パソコン」「携帯電話」「インターネット」のような私たちの生活必需品から、「ガントチャート」「PERT 技法」といったプロジェクト管理のツールに至るまで様々です。

## 技術と戦略の関係

技術を発展させる者、戦略を立案する者、どちらが高尚なのかを比較する意図はこの本にはありません。

新しい技術を踏まえた上で戦略は立てられ、その戦略を無力化させるために新たな技術を生むべきであり、今までの歴史を見てもその流れに変わりはないというメッセージが込められています。

困難に対してマネジメント層と技術者が一体となって解決することが大切であると再認識できる、経営者におすすめの一冊です。